

(別記様式第4号)

### 規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	公告国際テロリストに対する行為の制限等	
担当部局	警察庁警備局警備企画課	
評価実施時期	平成26年10月	
規制の目的、内容及び必要性	<p>国連安保理決議第1267号等は、国連加盟国に対し国際テロリストの財産の凍結等の措置をとることを求めているが、我が国は、マネー・ローンダリング対策等に関する国際協力を推進する政府間会合であるFATFから、国際テロリストの行う対外取引は外為法によって規制されている一方、同法の規制は、「居住者による指定されたテロリストに対する支援を対象にしていないことから、テロリストの資産が滞りなく凍結されない」との指摘を受け、早急に必要な法制上の措置を講ずるよう強く要請されている状況にある。こうした問題に対応するため、国際的なテロリズムの行為に使用されるおそれのある財産が国際テロリストに移転することを防ぐ必要がある。</p> <p>そこで、公告国際テロリストは、規制対象財産の贈与を受けること等の行為をしようとするときは公安委員会の許可を受けなければならない、また、何人も、許可証の提示を受けることなく、公告国際テロリストを相手方として規制対象財産の贈与をする等の行為をしてはならないこととしている。その他、規制の実効性を補完する措置及び脱法行為を防ぐための措置を設けることとしている。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案第9条(公告国際テロリストに対する行為の制限)、第15条(公告国際テロリストを相手方とする行為の制限)、第16条(特定金銭債権の差押債権者に対する支払の禁止命令)、第20条(立入検査等)及び第22条(公告国際テロリストを相手方とする行為の制限に係る命令)
想定される代替案	公安委員会が、公告国際テロリストを相手方として規制対象財産の贈与をする等の行為をしてはならないこととしている規定に違反する行為をした者又はするおそれがある者に対し、公告国際テロリストを相手方として当該行為を行わないよう任意の協力を求めることとする。	
規制の費用	各要素の費用	代替案の場合
(遵守費用)	公告国際テロリスト及びその相手方には一定の遵守費用が生じる。ただし、公安委員会は、一定の条件を満たす場合にはその許可をしなければならないこととしているため、遵守費用は一定程度低減される。	公告国際テロリストの相手方は任意の協力を求められるだけであり、遵守費用は想定されない。
(行政費用)	公安委員会に4(2)ア～オに付随する事務(許可、許可証の交付、許可の取消、立入検査、命令等)が生ずるため、一定の行政費用が発生する。	個別に協力要請又は広報を行う必要があるため、一定の行政費用が生じる。
(その他の社会的費用)	上記の費用以外の社会的費用は想定されない。	
規制の便益	各要素の便益	代替案の場合
	この規制により、公告国際テロリストに規制対象財産が移転することを防止し、当該規制対象財産が国際的なテロリズムの行為に使用されることを防ぐことで、我が国が国際的なテロリズムの行為を防止し、及び抑止するための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資することができる。	公告国際テロリストの行為の相手方に対して事後的に任意の協力を求めるのみでは、公告国際テロリストへの規制対象財産の移転を十分に防ぐことができず、結果として、当該規制対象財産が国際的なテロリズムの行為に使用されることを防ぐことができない。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	まず、新法案の費用と便益を比較すると、一定の費用は生じるものの、便益の点では、公告国際テロリストに規制対象財産が移転することを防止し、当該規制対象財産が国際的なテロリズムの行為に使用されることを防ぐことができるため、費用以上の便益があるものと評価することができる。また、新法案と代替案を比較すると、協力要請・広報に係る費用のみが発生する代替案と比べて、許可事務等一定の事務が発生する新法案の方が若干費用がかかると想定されるものの、便益の点では、代替案による任意の協力では実効性のある規制が行えないのに対し、新法案は、公告国際テロリストに規制対象財産が移転することを防止し、当該規制対象財産が国際的なテロリズムの行為に使用されることを防ぐことができるため、代替案よりも便益が非常に大きいといえる。したがって、代替案よりも新法案を選択することが妥当であると評価することができる。	
有識者の見解その他関連事項	なし。	
レビューを行う時期又は条件	新法の施行後、規制の適用状況及び許可の実施状況等を勘案し、本規制によってもなお、公告国際テロリストによって規制対象財産が国際的なテロリズムの行為に使用されるのを防ぐことが困難な情勢に至ったと認められる場合等必要と認められる時期にレビューを行う。	
備考	なし。	